平成２３年（フ）第１９号
札幌市中央区南６条西16丁目１番11号　第２真苑２号
債務者　志茂　郁子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
札幌市白石区南郷通13丁目南４番26―202号
債務者　山崎　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
札幌市西区二十四軒３条６丁目２番20号　ブルーム24軒205号
債務者　櫻井　和紀
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目４番２―403号
債務者　齊藤　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
北海道江別市東光町16番地の３　斉藤方
債務者　妹尾　真紀
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５１号
名古屋市瑞穂区白羽根町２丁目66番地　岩井コーポ２階
債務者　大嶋　里美（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７９８号
名古屋市港区正徳町６丁目50番地の４　クリスティジ正徳402号
債務者　仰木　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５号
名古屋市天白区中平４丁目1407番地の１　グローハイツ205号
債務者　とんこつラーメン紅こと　土屋　耕二
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
名古屋市天白区中平４丁目1407番地の１　グローハイツ205号
債務者　土屋　美紀（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３９号
大阪府柏原市大県４丁目８番24号
債務者　大坪　利昭
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７４号
大阪府大阪狭山市山本北1297番地の２　D―104号
債務者　上谷有利子（旧姓藤林）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０８号
大阪府富田林市清水町３番６―504号
債務者　上村　　進
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３７号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目８番13号
債務者　高橋内装こと　高橋　良二
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７６号
堺市堺区宿院町東３丁１―３―410、住民票上の住所大阪府松原市高見の里３丁目８番31号
債務者　田中　圭介
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００７号
堺市北区百舌鳥本町１丁61番地２　ハイツアズール403号
債務者　藤木　祥子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０４３号
堺市美原区小平尾761番地６
債務者　加藤　章臣
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９８号
盛岡市大通３丁目10番31―204号
債務者　村井　義行
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０号
盛岡市月が丘３丁目15番７―202号
債務者　目時　　智
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部